

(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正)

第十四条 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

(申告による納付等)

第十八条 省略

256 省略

7 所得税法第百三十七条の二第一項に規定する納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税については、同項に規定する国外転出の時までに国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をし、かつ、当該復興特別所得税に係る復興特別所得税申告書の提出期限までに当該復興特別所得税の額に相当する担保を供した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、当該国外転出の日から満了基準日(当該国外転出の日から五年を経過する日又は所得税法第百三十七条の二第一項に規定する帰国等の場合に該当することとなつた日のいずれか早い日をいう。)の翌日以後四月を経過する日まで、その納税を猶予する。この場合においては、所得税法第百三十七条の二(第一項及び第二項を除く。)の規定を準用する。

8 省略

9 所得税法第百三十七条の三第一項に規定する贈与納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税については、当該復興特別所得税に係る復興特別所得税申告書の提出期限までに当該復興特別所得税の額に相当する担保を供した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、

同一の規定を準用する。

第十八条 同上

256 同上

7 所得税法第百三十七条の二第一項に規定する納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税については、同項に規定する国外転出の時までに国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をし、かつ、当該復興特別所得税に係る復興特別所得税申告書の提出期限までに当該復興特別所得税の額に相当する担保を供した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、当該提出期限の翌日から五年を経過する日(同日前に所得税法第百三十七条の二第一項に規定する場合に該当することとなつた場合には、同日とその該当することとなつた日から四月を経過する日のいずれか早い日)まで、その納税を猶予する。この場合においては、所得税法第百三十七条の二(第一項及び第二項を除く。)の規定を準用する。

8 同上

9 所得税法第百三十七条の三第一項に規定する贈与納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税については、当該復興特別所得税に係る復興特別所得税申告書の提出期限までに当該復興特別所得税の額に相当する担保を供した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、

同一の規定を準用する。

10 所得税法第百三十七条の三第二項に規定する相続等納税猶予分の所得稅額に相当する所得税に係る復興特別所得税については、政令で定めるところにより当該復興特別所得税の額に相当する担保を供し、かつ、当

所得税法第百三十七条の三第二項に規定する相続等納税猶予分の所得稅額に相当する所得税に係る復興特別所得税については、当該復興特別所得税に係る復興特別所得税申告書の提出期限までに、当該復興特別

該復興特別所得稅に係る復興特別所得稅申告書の提出期限までに同項に定めるところにより國稅通則法第百一十七条第二項の規定による納稅管理人の届出をした場合に限り、第一項の規定にかかわらず、その相続の開始の日から相続等満了基準日（当該相続の開始の日から五年を経過する日又は所得稅法第百三十七条の三第二項に規定する相続人帰國等の場合に該当することとなつた日のいずれか早い日をいう。）の翌日以後四月を経過する日まで、その納稅を猶予する。この場合においては、所得稅法第百三十七条の三（第一項から第三項までを除く。）の規定を準用する。

11
省略

(期限後申告及び修正申告等の特例)

第二十条の二 所得税法第一百五十二条の二（同法第一百六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得額の計算の基礎となる同法第一百五十二条の二第一項に規定する総所得金額のうちに同項に規定する有価証券等に係る譲渡所得等の金額が含まれてことにより、当該復興特別所得税申告書又は決定に係る復興特別所得税につき国税通則法第十九条第一項各号又は第二項各号の事由が生じた場合について準用する。

第二十一条の二（修正申告）

得税の額に相当する担保を供し、かつ、同項に定めるところにより国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をした場合に限り、第一項の規定にかかるわらず、当該提出期限の翌日から五年を経過する日（同日前に所得税法第百三十七条の三第二項に規定する場合に該当することとなつた場合には、同日とその該当することとなつた日から四月を経過する日のいづれか早い日）まで、その納税を猶予する。この場合においては、所得税法第百三十七条の三（第一項から第三項までを除く。）の規定を準用する。

所得税法第百五十一条の三（同法第百六十六条规定において準用する場合を含む。）の規定は、復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同法第百五十一条の三第一項に規定する総所得金額のうちに同項に規定する有価証券等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額、未決済信用取引等の決済による事業所得の金額若しくは雑所得の金額又は未決済デリバティブ取引の決済による事業所得の金額若しくは雑所得の金額が含まれていることにより、当該復興特別所得税申告書又は決定に係る復興特別所得税につき国税通則法第十九条第一項各号又は第二項各号の事由が生じた場合について準用する。

11
§
15
同上

所得税法第百五十一条の二（同法第百六十六條の三において準用する場合を含む。）の規定は、復興特別所得税申告書を提出し、

た者の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同法第百五十二条の四第一項各号に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額又は同条第二項各号に規定する事業所得の金額若しくは雑所得の金額につきこれらの号に掲げる場合に該当することにより、当該復興特別所得税申告書又は決定に係る復興特別所得税につき国税通則法第十九条第一項各号又は第二項各号の事由が生じたときについて準用する。

4| 所得税法第百五十一条の五第一項、第四項及び第五項（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、第十七条第一項の規定による申告書の提出期限後に同法第百五十二条の五第一項の規定に該当して同項の規定による期限後申告書を提出すべき者が、第十七条第一項の規定による申告書を提出すべき場合について準用する。

5| 所得税法第百五十二条の五第六項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、同法第百五十二条の五第一項から第三項までの規定により申告書を提出するこれらの規定に規定する居住者の相続人が提出すべき復興特別所得税申告書について準用する。

6| 所得税法第百五十二条の六（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者について生じた同法第百五十二条の六第一項に規定する遺産分割等の事由により、非居住者に移転した相続又は遺贈に係る同項に規定する対象資産が増加し、又は減少したことに基因して、当該復興特別所得税申告書又は決定に係る復興特別所得税につき国税通則法第十九条第一項各号又は第二項各号の事由が生じた場合について準用する。

（更正の請求の特例）

第二十一条 省略

3 2 省略

3 所得税法第百五十三条の二（同法第百六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、同法第百五十三条の二第一項に規定する国外転出の日の属する年分の復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同項に規定する有価証

又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同法第百五十二条の二第一項各号に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額又は同条第二項各号に規定する事業所得の金額若しくは雑所得の金額につきこれらの号に掲げる場合に該当することとなつたことにより、当該復興特別所得税申告書又は決定に係る復興特別所得税につき国税通則法第十九条第一項各号又は第二項各号の事由が生じたときについて準用する。

（更正の請求の特例）

第二十一条 同上

3 2 同上

3 所得税法第百五十三条の二（同法第百六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、同法第百五十三条の二第一項に規定する国外転出をした日の属する年分の復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同項に規定する有価証

券等に係る譲渡所得等の金額につき同法第六十条の二第六項本文（同条第七項の規定により適用する場合を含む。）、第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）又は第十項の規定の適用があることにより、当該年分の復興特別所得税につき次に掲げる場合に該当することとなるときについて準用する。

一 第十七条第一項第二号、第三号又は第五号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となる場合

二 第十七条第一項第四号又は第六号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となる場合

4 所得税法第一百五十三条の三（同法第一百六十七条规定において準用する場合を含む。）の規定は、同法第一百五十三条の三第一項に規定する贈与、相続又は遺贈による移転をした日の属する年分の復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同項に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額につき同法第六十条の三第六項前段（同条第七項の規定により適用する場合を含む。）、第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は第十一項の規定の適用があることにより、当該年分の復興特別所得税につき前項各号に掲げる場合に該当することとなるときについて準用する。

5 所得税法第一百五十三条の四（同法第一百六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、同法第一百五十三条の四第一項に規定する有価証券等の譲渡又は同条第二項に規定する未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引の決済をした日の属する年分の復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同条第一項各号に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額又は同条第二項各号に規定する事業所得の金額若しくは雑所得の金額につきこれらの号に掲げる場合に該当することとなつたことにより、当該復興特別所得税申告書又は決定に係る国税通則法第十九条第一

価証券等に係る譲渡所得等の金額につき同法第六十条の二第六項本文（同条第七項の規定により適用する場合を含む。）、第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）又は第十項の規定の適用があることにより、当該復興特別所得税申告書又は決定に係る国税通則法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の課税標準等又は税額等。次項から第六項までにおいて同じ。）が過大であるときについて準用する。

4 所得税法第一百五十三条の二（同法第一百六十七条规定において準用する場合を含む。）の規定は、同法第一百五十三条の三第一項に規定する贈与、相続又は遺贈による移転をした日の属する年分の復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同項に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額につき同法第六十条の三第六項前段（同条第七項の規定により適用する場合を含む。）、第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は第十一項の規定の適用があることにより、当該復興特別所得税申告書又は決定に係る国税通則法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等が過大であるときについて準用する。

5 所得税法第一百五十三条の四（同法第一百六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同法第一百五十三条の四第一項各号に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額又は同条第二項各号に規定する事業所得の金額若しくは雑所得の金額につきこれらの号に掲げる場合に該当することとなつたことにより、当該復興特別所得税申告書又は決定に係る国税通則法第十九条第一

雜所得の金額につきこれらの号に掲げる場合に該当することとなつたことにより、当該年分の復興特別所得税につき第三項各号に掲げる場合に該当することとなるときについて準用する。

6. 所得税法第百五十三条の五（同法第百六十七条规定する場合を含む。）の規定は、相続の開始の日の属する年分の復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者について生じた同法第百五十一条の五第一項に規定する遺産分割等の事由により、非居住者に移転した相続又は遺贈に係る同項に規定する対象資産が減少し、又は増加したことに基因して、当該年分の復興特別所得税につき第三項各号に掲げる場合に該当することとなるときについて準用する。

7. 所得税法第百五十三条の六の規定は、同条に規定する国外転出の日の属する年分の復興特別所得税申告書を提出した者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書に係る第十七条第一項第二号に掲げる復興特別所得税の額の計算において第十四条第一項の規定により控除される金額につき同法第九十五条の二第一項（同条第二項に掲げる復興特別所得税の額の計算において第十四条第一項の規定により控除される金額につき同法第九十五条の二第一項（同条第二項第二号に掲げる復興特別所得税の額の計算において第十四条第一項の規定により控除される金額につき同法第九十五条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により同法第九十五条第一項の規定の適用があることにより、当該年分の復興特別所得税につき第三項第一号に掲げる場合に該当することとなるときについて準用する。

（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）

第三十三条 復興特別所得税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

| 所得税法 | | | 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 | 第四欄 |
|------|--|--|-----|-----|-----|-----|
| 省 略 | | | 省 略 | 省 略 | 省 略 | 省 略 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）

第三十三条 同上

6. 所得税法第百五十三条の五の規定は、同条に規定する国外転出した日の属する年分の復興特別所得税申告書を提出した者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書に係る第十七条第一項第二号に掲げる復興特別所得税の額の計算において第十四条第一項の規定により控除される金額につき同法第九十五条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により同法第九十五条第一項の規定の適用があることにより、当該復興特別所得税申告書に係る国税通則法第十九条第一項に規定する税額等が過大であるときについて準用する。

| 同 上 | | | 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 | 第四欄 |
|-----|--|--|-----|-----|-----|-----|
| 同 上 | | | 同 上 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

項に規定する課税標準等又は税額等が過大であるときについて準用する。

| 省略 | 十項 並びに第十 九項 | 第四十条の 三の三第二 項 | 第四十条の 六項第一号 及び第二号 第十七項 | 第四十条の 三の三第十 一項第一号 | 省略 | 省略 | | | 第四十条第 四項 |
|----|--------------------|---------------------|---------------------------------|-------------------------|----|----|----|--|---|
| 省略 | 滞税 | 所得税に係る延 | | 所得税 | 省略 | 省略 | 省略 | | 及び 並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えられた |
| 省略 | 所得税及び復興特別所得税に係る延滞税 | 所得税及び復興特別所 | 得稅 | 所得税及び復興特別所 | 省略 | 省略 | 省略 | | 並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えられた |

| 同上 | 六項 三の三第十 第四十条の 三の三第十 第四十一条 並びに第十 五項 並びに第十三項 及び第二号 及び第二号 二項第一号 二項第一号 第三的三第十 第三的三第十 第四十条の 第三的三第十 第四十一条 同上 | 同上 |
|----|--|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|--|
| 同上 | 同上 | | 同上 |
| 同上 | 同上 | | 同上 | 三年法律第百十七号) 第三十三条第一項(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)の規定により読み替えられた |

| | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 等の所得に 外国居住者 | 災害被災者に対する租税の减免、徴収猶予等に關する法律(昭和二十二年法律第百七十五号) | | | | | | | | | | | |
| 項 第三条第一 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 |
| 所得税法及び | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 |
| 災からの復興のための 所得税法、東日本大震 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 同上 | | | | | | | | | | | | | | |
| 同上 | | | | | 同上 | 同上 | 同上 | | 同上 | | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 同上 |
| 同上 |

| | | |
|---|--|---|
| 対する相互主義による 所得税等の 非課税等に 関する法律 (昭和三十 七年法律第 百四十四号) | 主義による 所得税等の 非課税等に 関する法律 (昭和三十 七年法律第 百四十四号) | 施策を実施するために 必要な財源の確保に関 する特別措置法(平成 二十三年法律第百十七 号)以下「特別措置法 号」という。)及び 「地方税法」 |
| 第十八条第一項 | 第十八条第一項 | 第十八条第一項 |
| 租税特別措置法 | 地方税法 | 特別措置法第四章(一) 第十一條第一項を除く。 。()、地方税法 |
| を還付する | と当該徴収された所得 税の額につき特別措置 法第二十八条第一項の 規定により併せて徴収 された復興特別所得税 の額(次項前段又は同 条第三項(租税特別措 置法第四十一条の十二 第五項に係る部分に限 る。)の規定により併 せて還付した額を除く 。)に相当する金額の 全部又は一部とを併せ て還付する。この場合 においては、特別措置 法第二十八条第六項及 | 平成二十五年一月一日 から平成四十九年十二 月三十一日までの間に 発行された租税特別措 置法 |

| | | | | | |
|---|---|------------------------|--|---------|---------|
| | | | | 第十八条第二項 | |
| 申告書を 係る所得税 | 申告書を 係る所得税 | 章 同法第四編第五 第一項 第二十一條 | | を還付する | 規定を準用する |
| 申告書と第二号に掲げ る所得税の額及び当該 所得税の額につき同項 の規定により併せて徵 稅の額につき特別措置 法第二十八条第一項の 規定により併せて徵收 された復興特別所得稅 の額（前項前段又は同 条第三項（租稅特別措 置法第四十一条の十二 第五項に係る部分に限 る。）の規定により併 せて還付した額を除く 。）に相当する金額の 全部又は一部とを併せ て還付する。この場合 においては、特別措置 法第二十八条第六項及 び第三十一条第三項の 規定を準用する | と當該徵收された所得 稅の額につき特別措置 法第二十八条第一項の 規定により併せて徵收 された復興特別所得稅 の額（前項前段又は同 条第三項（租稅特別措 置法第四十一条の十二 第五項に係る部分に限 る。）の規定により併 せて還付した額を除く 。）に相当する金額の 全部又は一部とを併せ て還付する。この場合 においては、特別措置 法第二十八条第六項及 び第三十一条第三項の 規定を準用する | び第三十一条第三項の 規定を準用する | | | |

| | | | | | | | |
|--------------|------------|-----------------------|-----------------|--------------|--|-----------------|---|
| 第一項 第三十三條 | | 第二十五条 | 第二十二条 | 第二项 第二十二条 | 第二项 第二十二条 | 第二项 第二十二条 | |
| | 同項各号 | 第四編第五章 | 。」の | を還付する | 及び対象源泉徴収特別税額に相当する復興特別所得税を併せて還付する。この場合においては、特別措置法第十九条第六項の規定は当該復興特別所得税及び所得税の還付があつた場合について準用する | る事項を記載した申告書と併せて | |
| を支給する | 。 | 第四編第五章及び特別措置法第二十八条第一項 | 。」又は対象源泉徴収特別税額の | 。 | 。 | 。 | 。 |
| 十八条第一項の規定に | 第二十三条第一項各号 | 。 | 。 | 。 | 。 | 。 | 。 |

| 第三十一条 第二項 | | |
|-----------------------------|--|---|
| 給付金 | 特別過誤納金 | |
| 相当する給付金の額に百分の二・一を乗じて計算した金額に | 給付金及び当該給付金の額に特別過誤納金及び復興特別所得税過誤納金に相当する額 | より併せて徴収された復興特別所得税の額に相当する給付金（以下この条において「復興特別所得税過誤納金」として支給するものとし、特別過誤納金及び復興特別所得税過誤納金の支給があつた場合においては特別措定を、特別過誤納金及び復興特別所得税過誤納金の計算並びに特別過誤納金及び復興特別所得税過誤納金に係る復興特別所得税及び所得税に充当する場合については特別措置法第三十一条第三項の規定を、それぞれ準用する） |

| 第一項 | | 第三十七條 | | 第七項 | | 第三十三條 | | 第六項 | | 第三十三條 | | 第五項 | | 第三十三條 | | 第三項第一号及び第二号 | | 第三十三條 | | 第三項 | |
|------------|----|-----------|------------|------------|------------|-------|-------------|-----|-----------------------|-------|---------------------------|--------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--|
| 所得稅の額 | 滞稅 | 所得稅に係る延滯稅 | 所得稅及び復興特別所 | 規定する特別過誤納金 | 規定する特別過誤納金 | 納金 | までの特別過誤納金 | は | 特別過誤納金又 | 誤納金 | 第一項の特別過誤納金 | 特別過誤納金 | 特別過誤納金、復興特別所得稅過誤納相当額 | 特別過誤納金及び復興特別所得稅過誤納相当額 | 特別過誤納金及び復興特別所得稅過誤納相当額 | 特別過誤納金、復興特別所得稅過誤納相当額 | 特別過誤納金、復興特別所得稅過誤納相当額 | 特別過誤納金、復興特別所得稅過誤納相当額 | 特別過誤納金、復興特別所得稅過誤納相当額 | 特別過誤納金、復興特別所得稅過誤納相当額 | |
| 所得稅の額及び復興特 | 得稅 | 所得稅に係る延滯稅 | 所得稅及び復興特別所 | 規定する特別過誤納金 | 規定する特別過誤納金 | 相 | 復興特別所得稅過誤納金 | 額又は | 特別過誤納金及び復興特別所得稅過誤納相当額 | 誤納相當額 | 第一項の特別過誤納金及び復興特別所得稅過誤納相当額 | 特別過誤納金 | 特別過誤納金及び復興特別所得稅過誤納相当額 | |

| 租税条約等の実施に伴う所得税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十年法律第十六号) | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----------|--------------|-------|--------|
| 省略 | | 省略 | | 省略 | | 省略 | | 省略 | | 省略 | | 第二項 | 第三十七条 | | |
| 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 滞税 | 所得税に係る延滞税 | 所得税又は | |
| 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 得税に係る延滞税 | 所得税及び復興特別所得税 | 所得税又は | 別所得税の額 |

同上

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|--|--|--|
| 同上 | | | | |
| 同上 | | | |
| 同上 | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 省略 |
| 省略 |
| 省略 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 同上 |
| 同上 |
| 同上 |

4 | 2 · 3 省略
第一項に定めるもののほか、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の規定の適用がある場合における

| 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第百十号) | | | | | | | | | | | | | |
|--|----|----|----|----|---------------|----|---------------|----|-----------------------|----|-----------------------|----|----|
| 昭和二十六年法律第二百二十六号 | | | | | 昭和二十五年法律第七十三号 | | 昭和二十五年法律第七十三号 | | 相続税法(昭和二十六年法律第二百二十六号) | | 地方税法(昭和二十六年法律第二百二十六号) | | 省略 |
| 省略 | | 省略 | | 省略 | | 省略 | | 省略 | | 省略 | | 省略 | |
| 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 |
| 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 |

2 · 3 同上

| | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 同上 | | | | 同上 | | 同上 | | | | | | | |
| 同上 | | 同上 | | 同上 | | 同上 | | 同上 | | 同上 | | 同上 | |
| 同上 |
| 同上 |

この章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 次に掲げる所得については、第九条及び第二十六条から第二十八条までの規定（二に掲げる所得及び居住者が支払を受ける本に掲げる所得については、同条の規定）は、適用しない。

イ 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第十五条第一項の規定の適用がある同項に規定する対象配当等

ロ

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第十五条第三項の規定の適用がある同項に規定する対象配当等

ハ

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第十五条第五項の規定の適用がある同項に規定する対象配当等

二

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第七条第五項に規定する第三国団体対象事業所得、同法第十二条第四項に規定する第三国団体対象国際運輸業所得、同法第十五条第七項の規定のある同項に規定する第三国団体対象配当等、同条第八項の規定のある同項に規定する非課税対象利子又は同法第十九条第五項に規定する第三国団体対象譲渡所得

ホ 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等

に関する法律第七条第六項に規定する特定対象事業所得、同法第十一条第五項に規定する特定対象国際運輸業所得、同法第十五条第九項の規定のある同項に規定する特定対象配当等又は同条第十項の規定の適用がある同項に規定する特定非課税対象利子

二

前号ニに掲げる所得につき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第七条第七項（同法第十二条第六項、第十五条第十二項又は第十九条第六項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第百七十二条第一項の規定による申告書を提出すべき者については、第十七条第五項及び第七項並びに第十八条第十二項から第十五項までの規定を準用する。

三 第一号ニ又はホに掲げる所得につき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第七条第八項後段（同法第十二条第七項又は第十五条第十三項において準用する場合を含む）

- 。）、第十項後段（同法第十一條第八項又は第十五條第十四項において準用する場合を含む。）、第十二項後段（同法第十一條第九項又は第十五條第十五項において準用する場合を含む。）、第十四項後段（同法第十一條第十項又は第十五條第十六項において準用する場合を含む。）、第十四項後段（同法第十一條第十項又は第十五條第十八項において準用する場合を含む。）の規定により所得税の額が計算され、又は所得税が課される場合には、当該所得につきこれらの規定により同法第十五條第九項に規定する控除後適用税率を控除する前の税率により計算した所得税の額を第十条第一号から第三号までに定める所得税の額として、この章の規定を適用する。
- 5| 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第一項の規定は、同項に規定する租税特別措置法の規定の適用により、又は外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する規定若しくは同項に規定する租税特別措置法の規定の適用により、又は外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第十五条第三十項の規定が適用されないことににより、復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる国税通則法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等に關し、その内容が異なることとなつた場合について準用する。
- 6| 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第二項及び第三項の規定は、同条第一項の国税庁長官の確認があつたことにより、居住者の各年分の復興特別所得税の額又は非居住者である外国居住者等（同法第二条第三号に規定する外国居住者等をいう。次項において同じ。）の各年分の復興特別所得税の額のうちに減額されるものがある場合について準用する。
- 7| 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第五項の規定は、居住者又は非居住者である外国居住者等が第二十二条第二項各号に掲げる金額につき同法第三十二条第二項又は第三項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）において準用する租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条及び第六十三条において「租税条

約等実施特例法」という。) 第七条第一項又は第二項の更正を受けた場合において、その更正に伴い、その更正に係る年分の翌年分以後の各年の復興特別所得税申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る第十七条第一項第二号、第三号若しくは第五号に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額)が過大となるとき、又は復興特別所得税申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る同項第四号若しくは第六号に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額)が過少となるときのその更正を受けた居住者又は非居住者である外国居住者等について準用する。この場合において、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二十二条第五項中「所得税法第百五十三条の項及び」とあるのは、「所得税法第百五十三条の項中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第二項又は第三項(国税庁長官の確認があつた場合の更正の請求の特例等)(これらの規定を東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第七項(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)において準用する場合を含む。)において準用する租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」と、同表」と読み替えるものとする。

8 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第六項の規定は、第六項において準用する同条第二項において準用する租税条約等実施特例法第七条第一項の規定又は第六項において準用する外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第三項において準用する租税条約等実施特例法第七条第二項の規定による更正に係る還付金又は過納金について準用する。

9 第一項に定めるもののほか、復興特別所得税に係る租税条約等の実施の場合におけるこの章の規定の適用については、次に定めるところによる。

4 第一項に定めるもののほか、復興特別所得税に係る租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この条及び第六十三条において「租税条約等実施特例法」という。)の規定の適用については、次に定めるところによる。

一〇三 省略

11|10

租税条約等実施特例法第七条第四項の規定は、居住者又は相手国居住者等が第二十一条第二項各号に掲げる金額につき租税条約等実施特例法第七条第一項又は第二項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の更正を受けた場合において、その更正に伴い、その更正に係る年分の翌年分以後の各年分の復興特別所得税申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る第十七条第一項第二号、第三号若しくは第五号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるとき、又は復興特別所得税申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る同項第四号若しくは第六号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるときのその更正を受けた居住者又は相手国居住者等について準用する。この場合において、租税条約等実施特例法第七条第四項の表所得税法第百五十三条の項中「更正の特例」とあるのは、「更正の特例」（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第三十三条第十項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）と読み替えるものとする。

12|租税条約等実施特例法第七条第五項の規定は、第十項において準用する同条第一項の規定による更正に係る還付金又は過納金について準用する。

13|省略

第三十四条 省略

2 省略

3 第一項に規定するもののほか、第十七条第一項若しくは第五項又は第二十条の二第三項において準用する所得税法第百五十一条の四第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）、第二十条の二第四項において準用する同法第百五十一条の五第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）若しくは第二十条の二第六項において準用する同法第百五十一条の同

一〇三 同上

6|5|

租税条約等実施特例法第七条第四項の規定は、居住者又は相手国居住者等が第二十一条第二項各号に掲げる金額につき租税条約等実施特例法第七条第一項又は第二項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の更正を受けた場合において、その更正に伴い、その更正に係る年分の翌年分以後の各年分の復興特別所得税申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る第十七条第一項第二号、第三号若しくは第五号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるとき、又は復興特別所得税申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る同項第四号若しくは第六号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるときのその更正を受けた居住者又は相手国居住者等について準用する。この場合において、租税条約等実施特例法第七条第四項の表所得税法第百五十三条の項中「更正の特例」とあるのは、「更正の特例」（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第三十三条第五項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）と読み替えるものとする。

7|租税条約等実施特例法第七条第五項の規定は、第五項において準用する同条第一項の規定による更正に係る還付金又は過納金について準用する。

8|同上

第三十四条 同上

2 同上

3 第一項に規定するもののほか、第十七条第一項若しくは第五項又は第二十条の二において準用する所得税法第百五十一条の二（同法第百六十六条の三において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、第十七条第一項第二号に規定する復興特別所得税の額（第十四条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした復

法第百六十六条において準用する場合を含む。)の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、第十七条第一項第二号に規定する復興特別所得税の額(第十四条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした復興特別所得税の額)又は第十七条第五項第一号若しくは第四号イに規定する復興特別所得税の額につき復興特別所得税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 省 略

第三十七条 正当な理由がなくて第十七条第一項若しくは第五項又は第二十条の二第三項において準用する所得税法第百五十一条の四第一項若しくは第二項(これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。)、第二十条の二第四項において準用する同法第百五十一条の五第一項(同法第百六十六条において準用する場合を含む。)若しくは第二十条の二第六項において準用する同法第百五十一条の六第一項(同法第一百六十六条において準用する場合を含む。)の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

(復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等)

第六十三条 省 略

3 2 省 略
3 国税通則法第七十条第三項(租税特別措置法第六十六条の四第二十一項又は第六十八条の八十八第二十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により法人税について更正の請求(国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をいう。以下この項及び第五項において同じ。)に係る更正が行われた場合には、当該法人税に係る復興特別法人税についての更正若しくは決定(国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。第五項において同じ。)又は当該更正若しくは決定に伴つて行われることとなる加算税(国税通則法第六十九条に規定する加算税をいう。以下この条において同じ。)についてする賦課決定(国税通則法第三十二条第一項又は第二項の規定による決定をいう。以下この

第三十七条 正当な理由がなくて第十七条第一項若しくは第五項又は第二十条の二において準用する所得税法第百五十一条の二(同法第百六十六条の三において準用する場合を含む。)の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

(復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等)

第六十三条 同 上

3 2 同 上
3 国税通則法第七十条第三項(租税特別措置法第六十六条の四第十七項又は第六十八条の八十八第十八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により法人税について更正の請求(国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をいう。以下この項及び第五項において同じ。)に係る更正が行われた場合には、当該法人税に係る復興特別法人税についての更正若しくは決定(国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。第五項において同じ。)又は当該更正若しくは決定に伴つて行われることとなる加算税(国税通則法第六十九条に規定する加算税をいう。以下この条において同じ。)についてする賦課決定(国税通則法第三十二条第一項又は第二項の規定による決定をいう。以下この

この条において同じ。）は、国税通則法第七十条第一項及び第二項の規定並びに第八項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六ヶ月を経過する日まで、することができる。同条第三項（第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により復興特別法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合における当該復興特別法人税に係る法人税についての更正又は賦課決定についても、同様とする。

4 省略

國税通則法第七十一條第一項（第三号に係る部分に限り、租税特別措置法第六十六条の四第二十一項又は第六十八条の八十八第二十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合において、同号に定める期間の満了する日が国税通則法第七十条の規定又は第三項若しくは第八項の規定により当該法人税に係る復興特別法人税についての更正決定等をすることができる期間の満了する日後に到来するときは、当該復興特別法人税についての更正若しくは決定又は当該更正若しくは決定に伴つて行われることとなる加算税についてする賦課決定は、同条の規定並びに第三項及び第八項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月間においても、することができる。同法第七十一條第一項（同号に係る部分に限り、第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により復興特別法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合において、同号に定める期間の満了する日が同法第七十条の規定、租税特別措置法第六十六条の四第二十一項若しくは第六十八条の八十八第二十二項の規定又は第三項の規定により当該復興特別法人税に係る法人税についての更正決定等をすることができる期間の満了する日後に到来するときにおける当該法人税についての更正又は賦課決定についても、

6 省略

法人の各課税事業年度の所得に対する法人税又は連結所得に対する法人税につき租税特別措置法第六十六条の四第二十項又は第六十八条の十八第二十一項の規定の適用がある場合には、当該各課税事業年度の復興特別法人税（これらの規定の適用に係る部分に限る。）に係る国税通則法第二十三条第一項（第二号を除く。）の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「六年」とする。

条において同じ。)は、国税通則法第七十条第一項及び第二項の規定並びに第八項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月を経過する日まで、することができる。同条第三項(第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により復興特別法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合における当該復興特別法人税に係る法人税についての更正又は賦課決定についても、同様とする。

4 同上

国税通則法第七十一条第一項（第三号に係る部分に限り、租税特別措置法第六十六条の四第十七項又は第六十八条の八十八第十八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合において、同号に定める期間の満了する日が国税通則法第七十条の規定又は第三項若しくは第八項の規定により当該法人税に係る復興特別法人税についての更正決定等をすることができる期間の満了する日後に到来するときは、当該復興特別法人税についての更正若しくは決定又は当該更正若しくは決定に伴つて行われることとなる加算税についてする賦課決定は、同条の規定並びに第三項及び第八項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月間ににおいても、することができる。同法第七十一条第一項（同号に係る部分に限り、第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により復興特別法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合において、同号に定める期間の満了する日が同法第七十条の規定、租税特別措置法第六十六条の四第十七項若しくは第六十八条の八十八第十八項の規定又は第三項の規定により当該復興特別法人税に係る法人税についての更正決定等をすることができる期間の満了する日後に到来するときにおける当該法人税についての更正又は賦課決定についても、同様とす

6 同上

7 法人の各課税事業年度の所得に対する法人税又は連結所得に対する法人税につき租税特別措置法第六十六条の四第十六項又は第六十八条の十八第十七項の規定の適用がある場合には、当該各課税事業年度の復興特別法人税（これらの規定の適用に係る部分に限る。）に係る国税通則法第二十三条第一項（第二号を除く。）の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「六年」とする。

9 8 省略

租税特別措置法第六十六条の四第二十二項及び第二十三項並びに第六十八条の八十八第二十三項及び第二十四項の規定は、復興特別法人税に係る国税通則法第七十二条第一項に規定する国税の徴収権の時効について準用する。

10 省略

11 租税特別措置法第六十六条の四第二十五項及び第六十八条の八十八第二十六項の規定は、復興特別法人税に係る延滞税について準用する。

12 省略

13 租税特別措置法第六十六条の四第二十五項及び第六十八条の八十八第二十六項の規定は、復興特別法人税に係る延滞税について準用する。

14 省略

15 租税特別措置法第六十六条の四第二十五項及び第六十八条の八十八第二十六項の規定は、内国法人又は相手国居住者等が第五十七条各号に掲げる金額につき租税特別措置法第七条第一項（前項において準用する場合を含む。）の更正を受けた場合において、その更正に伴い、その更正に係る事業年度若しくは連結事業年度後の各課税事業年度の復興特別法人税申告書に記載した、若しくは国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた課税事業年度に係る第五十三条第一項第一号若しくは第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるとき、又はその更正に係る事業年度若しくは連結事業年度後の各課税事業年度の復興特別法人税申告書に記載した課税事業年度に係る同項第三号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるときのその更正を受けた内国法人又は相手国居住者等について準用する。この場合において、租税特別措置法第七条第四項の表法人税法第八十条の二の項及び法人税法第八十二条の項中「更正の特例」とあるのは、「更正の特例」（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第六十三条第十三項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）と読み替えるものとする。

16 租税特別措置法第六十六条の四第二十二項及び第二十三項並びに第六十八条の八十八第二十三項及び第二十四項の規定は、復興特別法人税に係る国税通則法第七十二条第一項に規定する国税の徴収権の時効について準用する。

9 8 同上

租税特別措置法第六十六条の四第十八項及び第十九項並びに第六十八条の八十八第十九項及び第二十項の規定は、復興特別法人税に係る国税通則法第七十二条第一項に規定する国税の徴収権の時効について準用する。

10 同上

11 租税特別措置法第六十六条の四第二十一項及び第六十八条の八十八第二十二項の規定は、復興特別法人税に係る延滞税について準用する。

12 同上

13 同上

14 租税特別措置法第六十六条の四第二十一項及び第六十八条の八十八第二十二項の規定は、内国法人又は相手国居住者等が第五十七条各号に掲げる金額につき租税特別措置法第七条第一項（前項において準用する場合を含む。）の更正を受けた場合において、その更正に伴い、その更正に係る事業年度若しくは連結事業年度後の各課税事業年度の復興特別法人税申告書に記載した、若しくは国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた課税事業年度に係る第五十三条第一項第一号若しくは第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるとき、又はその更正に係る事業年度若しくは連結事業年度後の各課税事業年度の復興特別法人税申告書に記載した課税事業年度に係る同項第三号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるときのその更正を受けた内国法人又は相手国居住者等について準用する。この場合において、租税特別措置法第七条第三項の表法人税法第八十条の二の項及び法人税法第八十二条の項中「更正の特例」とあるのは、「更正の特例」（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第六十三条第十三項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）と読み替えるものとする。

15 租税特別措置法第六十六条の四第二十一項及び第十九項並びに第六十八条の八十八第十九項及び第二十項の規定は、復興特別法人税に係る国税通則法第七十二条第一項に規定する国税の徴収権の時効について準用する。

16 租税特別措置法第六十六条の四第二十一項及び第十九項並びに第六十八条の八十八第十九項及び第二十項の規定は、復興特別法人税に係る延滞税について準用する。